

広島市における消費者団体との懇談会の開催について

平成 20 年 7 月 3 日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、独占禁止法の運用等を通じて公正かつ自由な競争を促進するとともに、消費者利益の一層の確保を図る観点から、景品表示法に基づき、消費者に誤認される虚偽・誇大な広告その他の表示を規制するなど、消費者政策を実施してきている。

この政策運営を適切に行うため、当委員会では、全国各地において「消費者団体との懇談会」を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、消費者団体の方々と意見交換を行っているところである。

このたび、中国支所では、その一環として、広島市において、以下のとおり、消費者団体との懇談会を開催することとした。

1 日時・場所

平成 20 年 7 月 10 日（木） 13：30～15：30
広島市消費生活センター 9 階会議室
（広島市中区基町 6 番 27 号）

2 次 第

- (1) 業務説明（公正取引委員会の最近の活動状況等）
- (2) 懇 談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

3 出席団体・機関

社団法人広島消費者協会
広島市市民局消費生活センター
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所

本懇談会は報道機関に公開しますが、あらかじめ当支所に御一報ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所取引課 電話 082 - 228 - 1501（直通） ホームページ http://www.jftc.go.jp
